

女性活躍を推進し「えるぼし認定」を目指しましょう！

女性活躍推進法では、行動計画を策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、申請を行うことにより、厚生労働大臣（労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

◆主な認定基準

採用されてから仕事をしていく上で、女性が能力を発揮しやすい職場環境であるかという観点から、以下5つの評価項目が定められていて、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要です。

- | | | |
|----------|---------------|--------------|
| 1. 採用 | 2. 継続就業 | 3. 労働時間等の働き方 |
| 4. 管理職比率 | 5. 多様なキャリアコース | |

◆認定の段階

認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。また、えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。



【参考】

女性活躍推進法特集ページ



女性の活躍・両立支援総合サイト



【お問い合わせ先】 富山労働局雇用環境・均等室 TEL：076-432-2740